

## 議会基本条例特別委員会（第5回）要点録

- 1 日 時 平成23年2月7日(月)13:30～15:00
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、蔵本隆文、金藤照明、齋藤重雄、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、藤井義明（傍聴議員）、馬越裕正（傍聴議員）
- 3 欠席委員 田口忠義
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容  
委員長…「信託」、「負託」の会派へ持ち帰っての結果は。  
I委員…結論は出ていないが、「信託」で異存ないようだ。  
F委員…会派で確認し、「信託」がよい。  
委員長…事務局の「前文」の変更案について意見を。  
D委員…事務局案でよい。  
H委員…事務局案でよい。  
E委員…前文で「市民福祉の向上」が重複。  
F委員…「地方公共団体」より「自治」のある「地方自治体」がよい。  
I委員…「笠岡市長」の「笠岡」を削除。「市民の意思」を「主権者である市民の意思」に追加変更。「意思決定に導く」を「意思決定を行う」に変更。「地方政府に近づけていくこと」を「地方政府の確立」に変更。「市民の参加、開かれた」を「市民の参加及び開かれた」に変更。「信託にこたえる」を漢字で「信託に応える」に変更。  
F委員…「地方政府」の表現は時期尚早。「地方分権」より「地方主権」がよい。  
A委員…前文に基本理念の内容が十分入っているので、総則に「基本理念」として残すかどうか検討を要す。前文中に「地方自治の本旨」が重複。  
G委員…前文に「基本理念」、「基本方針」が盛り込まれているので、「総則」から省いては。「二元代表」の説明があるほうがよい。「地方自治の本旨」が重複。  
B委員…最初10行にある仕組みをまとめる。市民が主権者であることを強調する。市民に対する議会の宣誓とすべき。結論を出さず、最後にもう一度、「前文」を協議しては。  
委員長…前回、各委員の案に甲乙付けがたく、やむなく事務局案をもとに作ることで合意した。また、最後に「前文」を見直すことも確認済み。  
「地方公共団体」と「地方自治体」については。  
A委員…条例全体を通し統一する必要がある、しっかり議論すべき。「地方公共団体」でないといけないことはないと思う。  
D委員…前回、法律用語ということで納得したが、可能なら「地方自治体」としたい。  
H委員…「地方自治体」がよい。  
F委員…「地方自治体」がよい。

B委員…「地方自治体」がよい。

E委員…「地方自治体」の方が馴染みやすい。

G委員…「地方自治体」の方が馴染みやすい。

I委員…今後検討する中で確認すればよい。

F委員…なお井原では『地方公共団体（以下「自治体」という。）』と但し書きがある。

事務局…いずれでもよいと思う。但し書きの要不要も含めて、法制担当に確認する。

委員長…「笠岡市長」の「笠岡」は削除としてよいか。

（異議なし。）

委員長…「市民の意思」を「主権者である市民の意思」への変更については。

D委員…「主権者である」を入れる。

H委員…「主権者である」を入れる。

I委員…「主権者である」を入れる。

F委員…国民が主権者であることは憲法にあるので、不要。

A委員…市民が主権者であることを強調し、印象づけるため入れるほうがよい。

G委員…入れても差し支えない

B委員…市民に自覚、再認識していただくために入れる。

E委員…強調のため入れるほうがいい。

F委員…入れていい。

委員長…「意思決定に導く」を「意思決定を行う」への変更については。

B委員…「行う」がよい。

G委員…「行う」がよい。

D委員…「行う」がよい。

H委員…「行う」がよい。

E委員…「行う」がよい。

A委員…「行う」でよい。最終的には議論で決められたい。

F委員…「行う」がよい。分かりやすい。

委員長…「意思決定を行う」とする。

「地方分権の・・・求められている。」（時代背景）については。

F委員…説明であり、内容が重複。なくてもよいのでは。

D委員…自分としては譲れない部分だが、削除するなら「総則」の「基本方針」に入

りたい。この時代背景の認識が一致しないと条例の内容に進めないと思う。

委員長…「総則」，「逐条解説」で触れることもできると思う。

現在、「基本方針」に持って行く案、「基本方針」を削除する案の2案がある。

I委員…「基本方針」の前半に持って来ては。

B委員…ダブってない部分を「前文」に残し、議会の決意を示す形にしては。

G委員…時代背景は、「基本方針」がよいと思うが、まだ考え中。

A委員…判断しかねる。

H委員…「基本方針」が残るか未確定であり、「基本方針」を削除するなら前文で残す。

- E委員…「前文」から取り、「基本方針」で触れる。
- F委員…「前文」でないところに置くべき。
- I委員…市民の目につく「前文」に残し、「基本方針」を削除。
- B委員…まだ「地方政府」までいかない。「地方行政」としては。
- D委員…「地方政府」には実力を備えた行政という思いが含まれる。
- E委員…「地方政府」は分かりにくい。「地方行政」がよい。
- F委員…「前文」から「時代背景」をとる。
- G委員…「地方政府の確立が求められている。」がよい。
- A委員…「地方政府」は最近の文献に多いが、代替りの表現は見つからない。ただ、置き換えだけでは、後のつながりがおかしくならないか。
- I委員…時代背景については逐条解説に残し、「地方政府の確立・・・」としては。
- F委員…「地方政府」は削除。
- B委員…「市政の確立」がよいのでは。
- 委員長…「削除する。」と「地方分権・・・市政の確立が求められている。」の2案を整理し、次回協議したい。
- 「こたえる」を漢字「応える」。
- B委員…「市民とともに歩む」、「協働」、「市民と一体」などを入れたい。「市民の参加及び開かれた議会、そして市民とともに歩む議会・・・」としては。
- 委員長…前文の修正案、残す案と基本方針に持って行く案を示す。
- 「基本理念」「基本方針」「最高規範性」については、前回、「基本理念」中の「最高」は削除となった。また「基本方針」の前半に、時代背景を入れた修正案を次回提示する。
- A委員…時代背景を入れる際に「地方政府」の表現は要検討。また、「最高規範性」では「議会は・・・制定してはならない」より変更前の「議会に関する・・・整合性をはかる」がよい。
- I委員…ただ「議会に関する」は「議会における」のほうがよい。
- 委員長…「最高規範性」は「・・・整合性」で。次回、修正案を示す。
- 「議会の活動原則」について、「監視する」を「監視及び評価する」に、「委員会条例()、議会内での申し合わせ事項等」を「委員会条例()等」に、変更。
- A委員…「申し合わせ事項」は誤解を招くので入れない方がよい。
- 委員長…1章、2章までの意見を18日(金)までに事務局へ。(全議員対象)